

平成31年度 高等学校等就学支援金 申請手続きのお知らせ ～新入生用～

東京都では、私立高等学校等に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、法律に基づく全国一律の制度として、「高等学校等就学支援金」を交付し、家庭の教育費負担を軽減しています。

保護者の所得状況（住民税額等）により、就学支援金の支給が決定されます。

この「お知らせ」をお読みになり、支給対象となる方は、学校を通じて申請手続きをお願いします。

※平成31年4月1日現在の内容となります。転・編入学等で入学された方は学校にお問い合わせください。

※この案内は、2、3年生で初めて4月から就学支援金の受給を希望する人も対象となります（転校生も同じく対象となります。）。

※平成25年度以前に入学された方は制度内容が異なります。

1 申請の対象となる方

■ 次のA～Fの対象世帯のいずれかに該当する方

対象世帯区分		支給月額	
基準税額等	世帯年収の目安		単位制高校 (1単位当たり)
A 生活保護世帯			
B 住民税が「非課税」の世帯	約250万円 未満	24,750円	12,030円 ÷履修期間
C 住民税が「均等割のみ」の世帯 ※均等割のみの世帯とは住民税の均等割 (年額5,000円)のみ課税されている世帯です。 (都民税1,500円、区市町村民税3,500円)			
D 都道府県民税・区市町村民税所得割額の 合計額が85,500円未満の世帯	約250万円 ～ 約350万円	19,800円	9,624円 ÷履修期間
E 都道府県民税・区市町村民税所得割額の 合計額が257,500円未満の世帯	約350万円 ～ 約590万円	14,850円	7,218円 ÷履修期間
F 都道府県民税・区市町村民税所得割額の 合計額が507,000円未満の世帯	約590万円 ～ 約910万円	9,900円	4,812円 ÷履修期間
都道府県民税・区市町村民税所得割額の 合計額が507,000円以上の世帯	(所得制限額) 約910万円 以上	対象外	対象外

申請が必要です

※ 就学支援金は、**在学校の授業料月額等（減免されている場合は、「減免後の額」）が上限**です。

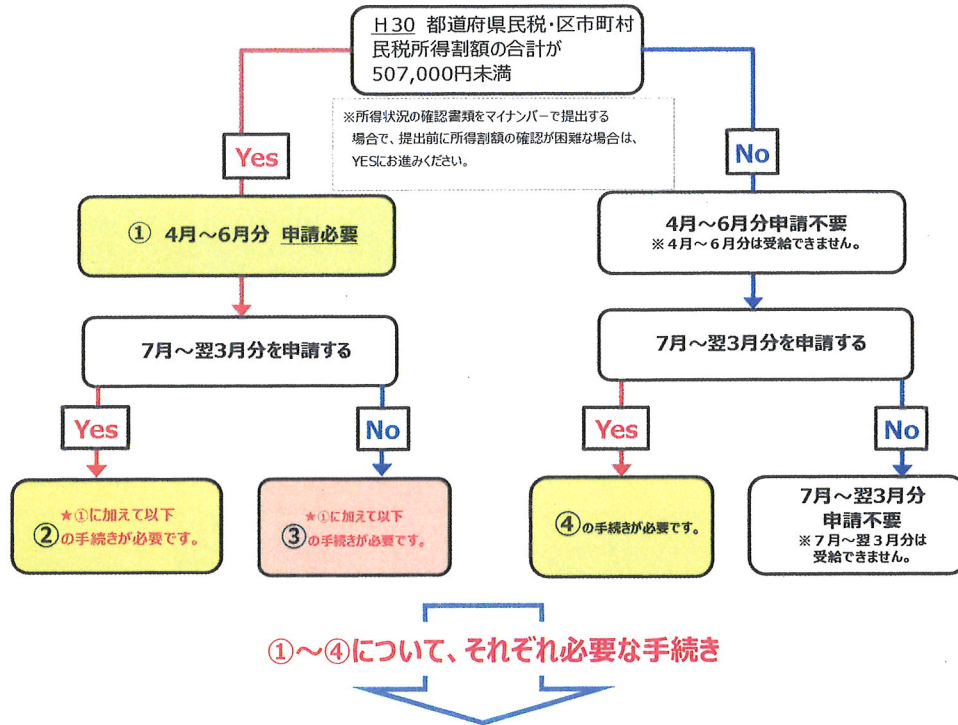
※ **就学支援金の対象校を卒業または修了している場合は、支給の対象外**です。

※ 基準税額等は、平成31年4月～6月分については平成30年度に適用されている住民税額等により、平成31年7月～翌3月分については平成31年度に適用される住民税額等により審査を行います。

- 就学支援金を受給するためには、必ず毎年度手続きが必要です。
- 入学時は1年間を4月～6月分、7月～翌3月分の2区分に分けて支給の審査を行います。
- 申請については、**学校が定める日までに学校に提出してください。**
なお、学校が定める日までに申請書類を学校に提出しなかった場合、支援金を受給できない月が生じる場合があります。
 ※具体的な提出方法や期限等については、学校の指示に従ってください。なお、提出された書類は、返却できません。

■ 提出書類及び提出時期について

申請書類を提出いただき、内容を審査した結果、1に記載の基準税額等の区分に応じて支給又は不支給が決まります。なお、平成31年度からマイナンバーによる手続きを開始します。



※ 所得状況の確認書類については、**マイナンバー又は課税証明書のどちらかを選択して提出**していただきます。マイナンバーにより提出する場合と、課税証明書により提出する場合で、書類の提出時期等が異なりますのでご注意ください。

	区分	4月の提出書類	6月の提出書類
マイナンバー により 提出する 場合 ※マイナンバー 関係の提出 方法等は 3ページを ご覧ください。	①と②に該当 4～6月 申請 7～翌3月 申請	受給資格認定申請書Ⅰ（A） 受給資格認定申請書Ⅱ（B） 収入状況届出書Ⅰ（C） 収入状況届出書Ⅱ（D） マイナンバー関係書類	
	①と③に該当 4～6月 申請	受給資格認定申請書Ⅰ（A） 受給資格認定申請書Ⅱ（B） マイナンバー関係書類	
	④に該当 7～翌3月 申請	受給資格認定申請書Ⅰ（A） 受給資格認定申請書Ⅱ（B） マイナンバー関係書類	（新たに受給を希望される場合はご提出ください。）
課税証明書 により 提出する 場合 ※課税証明書の 提出方法等は 4ページを ご覧ください。	①と②に該当 4～6月 申請 7～翌3月 申請	受給資格認定申請書Ⅰ（A）	受給資格認定申請書Ⅱ（B） 収入状況届出書Ⅰ（C） 収入状況届出書Ⅱ（D） H30年度課税証明書 H31年度課税証明書
	①と③に該当 4～6月 申請	受給資格認定申請書Ⅰ（A）	受給資格認定申請書Ⅱ（B） H30年度課税証明書
	④に該当 7～翌3月 申請		受給資格認定申請書Ⅰ（A） 受給資格認定申請書Ⅱ（B） H31年度課税証明書

マイナンバーを提出する場合の提出方法

■ マイナンバー関係書類の提出方法

- (1) マイナンバー台紙に必要事項を記入の上、①マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と、②本人確認書類の写し（コピー）を貼り付けてください。

記入をお願いいたします。

マイナンバー台紙の記入欄には、個人番号を確認するための書類と、本人確認書類の写しを貼り付けます。

それぞれ、以下の有効な書類から選んで写しを貼り付け、該当箇所にチェックをつけてください。

- ①マイナンバーを確認するための書類
個人番号カードのマイナンバーが記載された裏面、
個人番号通知カードのマイナンバーが記載された表面
※上記のいずれも提出できない場合は、
個人番号が記載された住民票（本籍地不要）
- ②本人確認書類
○顔写真付きの本人確認書類の場合
個人番号カードの顔写真が表示された表面、運転免許証、
パスポート（旅券）、身体障害者手帳、愛の手帳、
精神障害者保健福祉手帳
○顔写真のない本人確認書類の場合
※以下のいずれか2つ
健康保険証、年金手帳、源泉徴収票、住民票（本籍地不要）

- (2) マイナンバー台紙を二つ折りにし、マイナンバー台紙用封筒に封入し、しっかり糊付けしてください。
マイナンバー台紙用封筒の表面のチェック欄にもチェックし、必要事項を記入してください。

マイナンバー台紙を封入し、しっかり糊付けしてください。

記入・チェックをお願いします。

- (3) (2)のマイナンバー台紙用封筒を申請書類（2ページのフロー図で②の場合は「受給資格認定申請書Ⅱ（B）」、「収入状況届出書Ⅰ（C）」と「収入状況届出書Ⅱ（D）」。フロー図で③、④の場合は「受給資格認定申請書Ⅱ（B）」。）と共に封筒に入れ、封筒のチェックラベルにチェックをつけて、封をして学校にご提出ください。

■ マイナンバー提出に関する留意事項

- マイナンバーを提出いただくことで、原則として、その後課税証明書の提出が不要となります。ただし、マイナンバーを提出いただいても、課税情報の取得ができない場合があります。その場合は、課税証明書の提出をお願いしますので、予めご承知おきください。
- 提出されたマイナンバーは、就学支援金・学び直し支援金にのみ活用します。（公財）東京都私学財団で実施している私立高校生等を対象とした負担軽減制度である授業料軽減助成金・奨学給付金については、マイナンバーを利用することが認められておりません。このため、これらの助成金を申請される場合には、別途（公財）東京都私学財団あてに課税証明書を提出いただく必要がありますので、ご注意ください。
- 生活保護を受給している（生活扶助を受けている）世帯は、マイナンバーではなく、課税証明書もしくは生活保護受給証明書（生活扶助の記載があるもの）の提出をお願いします。
- 親権者が2名の場合、お二方の提出方法（マイナンバー又は課税証明書）は統一してください。
- マイナンバーにより提出する場合、非課税である（収入がない場合も含む）控除対象配偶者の方についても、マイナンバーを提出してください。
- 必要書類の写しの添付がない場合や、提出書類に必要事項の記載がない場合は、審査できません。

課税証明書を提出する場合の提出方法

■ 課税証明書の提出方法

- (1) 課税証明書を、区市町村役所（場）で取得してください。
- (2) 取得した課税証明書を、申請書類（2ページのフロー図で②の場合は「受給資格認定申請書Ⅱ（B）」、「収入状況届出書Ⅰ（C）」と「収入状況届出書Ⅱ（D）」。フロー図で③、④の場合は「受給資格認定申請書Ⅱ（B）」。）と共に封筒に入れ、封筒のチェックラベルにチェックをつけて、封をして学校に提出してください。

■ 留意事項

- 課税証明書は、原本又は写し。住民税額、配偶者控除等が表記されている申請日前3か月以内発行のものを提出してください。また、**写しの場合は原寸大で提出してください。**
- 「特別徴収額通知書」、「住民税納税通知書」、「源泉徴収票」での提出は認められません。
- 申請者の保護者2人がともに所得がある場合で、「住民税課税証明書」等で配偶者控除を受けており、住民税が課税されていないことが確認できる場合は、当該配偶者に係る証明書は不要です。
- 「住民税(非)課税証明書」等の写しを提出する場合、原本が複数枚ある場合を除き1枚で提出してください。
一部欠けているもの、内容の不鮮明なものでは審査できません。縮小しないでください。
- **提出書類に必要事項の記載がない場合は、審査できません。**
- 生活保護を受給している（生活扶助を受けている）世帯は、生活保護受給証明書（生活扶助の記載があるもの）でも審査ができます。
- 就学支援金の審査にあたり平成31年度の課税証明書を提出された場合、（公財）東京都私学財団で実施している私立高校生等を対象とした負担軽減制度である授業料軽減助成金・奨学給付金の申請時に課税証明書の添付を省略できる場合があります。詳細は、授業料軽減助成金・奨学給付金の申請案内をご覧ください。

■ 課税証明書の見方

「課税証明書」での住民税課税額の確認方法

平成 年度 住民税・都民税 課税証明書

1月1日現在の住所氏名	こちらで年度を確認してください。	
平成 年1月1日から12月31日までの所得等	所得控除額の内訳	
給与収入金額	社会保険料控除	都道府県民税および区市町村民税の所得割額を合算し、1ページの基準に合うか、確認してください。
公的年金等収入金額	生命保険料控除	
給与所得 (以下余白)	基礎控除	
所得の種類	*所得控除額合計*	
	(以下余白)	
合計所得金額	扶養・控除対象配偶者合計 控除対象配偶者 人数内訳	
	一般 人 特定 人 老人扶養 人 (内同居老人 人) 特別障害 人 (内同居障害 人) 普通障害 人	
平成 年度 課税標準額	平成 年 変 更 税 額	繰越損失
総所得金額	年 税 額	
その他の課税標準額の合計	民 税 所 得 割	都 民 税 所 得 割
【証明上の注意】 所得割は税額控除等を控除後の額。	民 税 均 等 割	都 民 税 均 等 割

(見本)

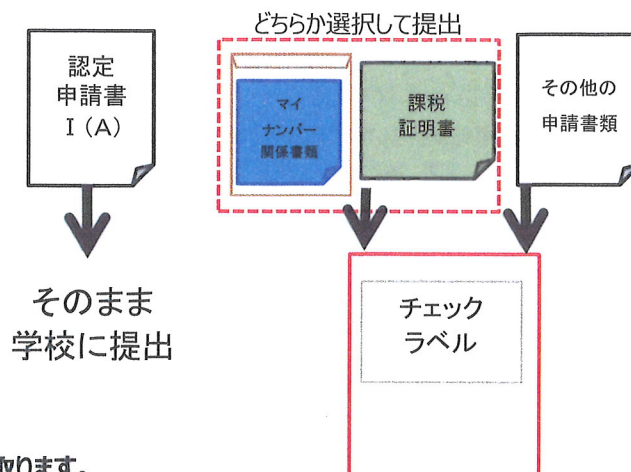
<その他（マイナンバー又は課税証明書の提出に関わらず共通）>

■ 就学支援金の支給額の判断基準となる者

- 保護者（生徒の親権者（父母））の収入で審査することが原則です。 ※税法上の扶養者ではありません。
- 親権者がいない場合は、未成年後見人の収入で審査します。
- 未成年後見人も存在しない場合は、「主たる生計維持者（原則、健康保険法の扶養者）」の収入で判断します。
- 主たる生計維持者も存在しない場合は、生徒本人の収入で審査します。 ※例外のケースもあります。

■ 書類提出時の留意事項

- 受給資格認定申請書 I（A）は、封筒に入れずに、学校に提出してください。
- その他の書類の提出の際は、A4サイズの封筒に入れ、封をした（糊づけした）状態で学校に提出してください。
その際、学校から配布される「チェックラベル」に必要事項を記入のうえ、封筒の表面に貼付してください。



■ 就学支援金は学校が生徒本人に代わり授業料として受け取ります。

就学支援金は学校が生徒本人に代わって受け取り、その授業料に充てることになります。生徒本人・保護者が直接受け取るものではありません。支援金をどのように授業料に充当するのか、授業料がいつから減額されるのか、などの取扱いは、学校によって異なります。その取扱いについては、学校にお尋ねください。

■ 提出された個人情報の取扱いについて

東京都が収集する生徒や保護者等の個人情報は、法令等に従い適正に管理します。就学支援金事業の他に、東京都が補助し（公財）東京都私学財団が行う授業料軽減助成金事業及び奨学給付金事業に利用させていただきます。なお、就学支援金に関する業務を他の事業者へ委託して行わせる場合、委託先に対し必要かつ適切な指示を行います。

3 よくあるご質問

～就学支援金の支給時期～

Q1 就学支援金の申請書類を出した後、いつごろ受け取れるのですか？

- 就学支援金は、生徒本人・保護者に直接お渡しするものではありません。（5ページの3つ目の■をご覧ください）
取扱いについては、学校にお尋ねください。

～書類の提出を忘れてしまった場合～

Q2 新生生です。忙しくて4月に認定申請書 I（A）の提出ができなかったのですが、遡って受給することはできますか？

- 就学支援金の支給は、認定申請書 I（A）を学校に提出した月から支給され、原則として遡っての受給はできません。

Q3 7月～3月分の書類の提出を忘れており、「支払いの一時差し止め」になりましたが、書類を提出することはできないのですか？

- 「支払いの一時差し止め」となった場合でも、7月分以降の収入状況届出書を提出することが可能です。ただし、その場合でも、学校受付日の属する月の翌月（月の初日の場合は当該月）からの受給となり、原則として遡っての受給はできません。
書類の提出忘れについては、十分ご注意ください。

～課税証明書について～

Q4 母親は控除対象配偶者となっており、非課税です。認定申請書等と一緒に提出する課税額確認の書類は、父親のものだけでよいのですか？

- 課税額確認の書類をマイナンバーでご提出いただく場合は、父親のものだけでなく、当該配偶者についてもご提出ください。
課税証明書によりご提出いただく場合は、両親のうち、一方の親の課税証明書で配偶者控除を受けており、非課税であることが確認できる場合は、当該配偶者の証明書は提出不要です。

Q5 本年6月に父母が離婚し、親権を母親がもつことになりました。

母親の課税額のみであれば受給の要件を満たしますが、どのような手続きをとればよいですか？

- 離婚の成立により、保護者が母親のみとなり、親権をもつ母親の収入が所得制限基準を下回れば、認定申請が可能です。速やかに認定申請書等を学校へ提出してください。学校へ申請書類を提出した月から受給することができます。（当該月の初日に離婚が成立している必要があります。）

Q6 本年3月に離婚し、現在収入がほとんどないのですが、昨年、一昨年に相応の収入があったため、住民税額所得割が基準税額を超えています。この場合、支給は認められませんか？

- あくまでも平成30年度・31年度の住民税課税額に基づき、4月～6月及び7月～翌年3月の支給が決まるため、支給の対象にはなりません。

Q7 父母が死亡したため親権者がいませんが、祖母が生活費を出しているので、祖母の課税額確認書類を提出すればよいですか？

- 親権者がいない場合は、5ページのとおり、未成年後見人の収入、未成年後見人がいない場合は主たる生計維持者の収入で審査します。主たる生計維持者の確認は健康保険証等で行いますので、申請書類と一緒に健康保険証等の写しを提出してください。

～その他～

Q8 私立学校から、他の私立学校に転学しました。転学先の学校で、認定の手続きは必要ですか。

- 必要です。前籍校の「受給資格消滅通知」と認定申請書を、**転学先の学校へ提出**してください。

Q9 「受給資格認定申請書」等申請手続きに必要な書類は、東京都私学就学支援金センターに直接提出してもよいですか？

- 同センターで直接、書類の受付はできません。**必ず、学校へ提出**してください。
万が一、誤って同センターに提出された場合は、一旦、書類を返送しますので、改めて学校に提出してください。
この場合、書類の受付日は学校へ提出した日になります。ご注意ください。

Q10 税更正がありました。何か手続きが必要ですか。

- 支給額等が変更になる可能性がありますので、速やかに在学学校を通じてお申し出ください。

Q11 (公財) 東京都私学財団が実施する授業料軽減助成金も受給したいのですが、就学支援金の申請をすれば、受給できますか？

- 私立高校等の授業料の負担軽減を図る授業料軽減助成金を受給するためには、就学支援金とは別に申請手続きが必要です。詳しくは(公財)東京都私学財団にお問い合わせください。なお、(公財)東京都私学財団が実施する授業料軽減助成金ではマイナンバーによる手続きは行えません。

※授業料軽減助成金に係る問合せ先 03-5206-7925

～ 高等学校等学び直し支援金について ～

就学支援金を受給し終わっている生徒のうち、高等学校等を中途退学し、転入学・編入学・再入学した方は学び直し支援金を受給できる可能性があります。学び直し支援金については、東京都私学部ホームページ

(<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/shigaku/hogosha/0000001032.html>) をご覧いただくか、下記の「東京都私学就学支援金センター」までお問い合わせください。

ご不明な点については、在籍している学校か、下記問合せ先にご連絡ください。

【問合せ先】東京都私学就学支援金センター

電話 03-5206-7814 (午前9:15～午後5:00)

<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/shigaku/hogosha/0000000076.html>



※ 就学支援金と(公財)東京都私学財団が行う授業料軽減助成金・奨学給付金は併用できますが、支給条件が異なりますので、詳しくは上記の支援金センターまでお問い合わせください。

